

育成センターだより

厚岸町教育委員会 青少年育成センター

平成29年3月 No.67

平成28年度青少年育成センター活動状況

◎巡視補導活動 (平成29年2月末現在)

☆専任巡視補導

- ・ 専任巡視補導は、市街地の小・中・高等学校の専任補導員の先生10名と平成28年6月～平成29年3月の期間に月3回、湖南地区・湖北地区を巡視しています。
- ・ 現在まで、16回延べ27名の先生で巡視しましたが、特に問題行動もなく補導した児童生徒はいませんでした。

(※ただし、7月専任巡視補導する前の時間帯で、厚岸店内で太鼓のゲーム機を蹴っていた児童が数名いた。)

☆特別巡視補導

- ・ 特別巡視補導は、厚岸警察署少年補導員15名の協力により、イベント行事日(5月の桜・牡蠣まつり、8月の花火大会・夏祭り山車の競演、10月の牡蠣まつり)に会場内及び周辺を巡視しました。
- ・ 今年度は、6回延べ38名の少年補導員で巡視しましたが、特に問題行動もなく補導した児童生徒はいませんでした。

☆単独巡視補導 (平成29年2月末現在)

- ・ 単独巡視補導は、青少年育成センター単独で町内及び危険箇所(岸壁等)や各公園等を巡視、また登下校時の街頭指導等も行い、現在まで31回実施し、特に問題行動も見受けられませんでした。(ただ、釣場のマナーが気になります。)
- また、過去に喫煙・飲酒等の溜まり場であった箇所も巡視しましたが、現在ではそのような形跡は見あたりませんでした。



◎環境浄化活動

- ☆ 最近、青少年を取り巻く環境は、スマートフォン等の利用が急速に進み、有害と思われる状況が増えつつありますが、町内には、図書類(ビデオ)自動販売機は設置されておりません。

◎教育相談活動

- ☆ 青少年の健全育成の上での家庭の色々な悩み事などについて、面接相談・電話相談に応じます。今年度の相談実績はありませんでした。

平成28年厚岸警察署管内少年非行補導状況

- 1 非行少年(20歳未満で犯罪を犯した少年、及び法に触れる行為をした少年)
 - ・ 検挙補導した非行少年は、3人(前年度比+3人)
- 2 不良行為少年(非行少年には該当しないが、不良行為をした少年)
 - ・ 不良行為により補導した少年は、15人(前年度比 +5人)

	厚岸警察署管内(厚岸町・浜中町)			増 減
	H28	H27	H26	(H28) - (H27)
総 数	15	10	26	5
深夜徘徊	5	0	13	5
喫 煙	6	7	5	△1
飲 酒	1	3	7	△2
不良交友	2	0	0	2
そ の 他	1	0	1	1

春の安心ネット・新学期一斉行動

普及啓発活動実施期間 2月～5月

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やオンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用するようになっている。

しかし、その一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により、青少年が犯罪の被害者や加害者となったり、いじめやプライバシー上の問題など思わぬトラブルに陥るなど、深刻な問題も発生しているところである。

このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する適正な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングの推進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いたスマートフォンやソーシャルメディア等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開する。

（厚岸地区防犯協会から）

STOP! ネット犯罪

あなたのお子さんは大丈夫?!

平成27年中に出会い系サイト・コミュニティサイトを利用して、犯罪の被害にあった子どもは **1,652人**

被害にあった子どもの多くは、サイトの危険性について保護者から注意を受けていませんでした。インターネット上には、『無料通話アプリ』のIDと、相手を誘うコメントを掲示板に書き込み、見知らぬ人と出会うことができるサイトやアプリが多く出回っており、これを子どもが使って犯罪の被害にあうケースが多発しています。

被害にあったり犯罪を犯した子どもの多くは、

フィルタリングを利用していませんでした!
フィルタリングを必ず利用しましょう!



従来型の携帯電話は①スマートフォンは①～③に対応するフィルタリングが必要。

①のフィルタリング⇒従来型の携帯電話・スマートフォンの両方に必要です。

②のフィルタリング⇒スマートフォンに必要です。

③のフィルタリング⇒スマートフォンに必要です。

不適切なアプリの起動を制限します。

青少年インターネット環境整備法により、保護者には、18才未満の子どもに使用させるために携帯電話やスマートフォンを購入する場合に、携帯電話会社にその旨を伝える義務があります。

■ゲーム機や音楽プレーヤーは大丈夫?

インターネットへの接続やアプリの利用が可能なゲーム・音楽プレーヤも多くあります。必ず、それぞれに対応するフィルタリングを設定した上、子どもが利用するアプリやソフトを保護者が管理することが必要です。

■家庭のルールをつくりましょう

犯罪やトラブルから子どもを守るために、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子どもにインターネットの危険性を教え、一緒に家庭のルールをつくる必要があります。